

勿凝学問 387

年金受給開始年齢まわりの子供騙しと詐欺話

2014年5月13日
慶應義塾大学 商学部
教授 権丈善一

問い合わせがいろいろきて、面倒なので書いておく。

11日の日曜討論の田村大臣の75歳発言の意味は、次頁の図の、繰下げ受給AからBの動きのBを75歳まで伸ばすという意味だろうな。これは、きわめて真つ当な議論。しかも、財政ニュートラル。

いま話を見えにくくしているのは、下記で説明する「子供騙し」と「詐欺話」が混在していること。ある意図をもって子供騙しの論を主導する者たちがいるかと思えば、無理解ゆえに結果的に詐欺話を続けている者がいる。

まず、この国には60歳からの繰上げ受給から70歳まで繰下げ受給までを自由に選択できるわけだから、「支給開始年齢」という言葉は死語。今の制度下では、「受給開始年齢」と呼ぶべき。昨日の入間の研修所で配付したスライドは次。

「[社会保障制度改革の行方](#)」（講演 2013年5月29日）『年金数理人』

2014年3月、No.34

繰上げ繰下げ受給と支給開始年齢

- 保険料固定方式を採用している国が繰上げ受給・繰下げ受給制度を持っていれば、その国の制度は、支給開始年齢自由選択制と同じになってしまい、実は、支給開始年齢という呼び名が残っていること自体がおかしな話だということもできます。支給開始年齢という言葉は盲腸のようなもの、遺制としてあるにはあるが、ほとんど機能していないものということもできるかもしれません。日本も早いとこ、60歳以上の受給開始年齢自由選択制と呼び変えたらいい。どうしても支給開始年齢という言葉を使いたい人向けに、少しからかった表現をすれば、日本は、支給開始年齢70歳で60歳まで繰上げ受給が可能な制度と言ってあげればいいし、逆に支給開始年齢60歳で70歳まで繰下げ受給が可能な制度とも言えます。

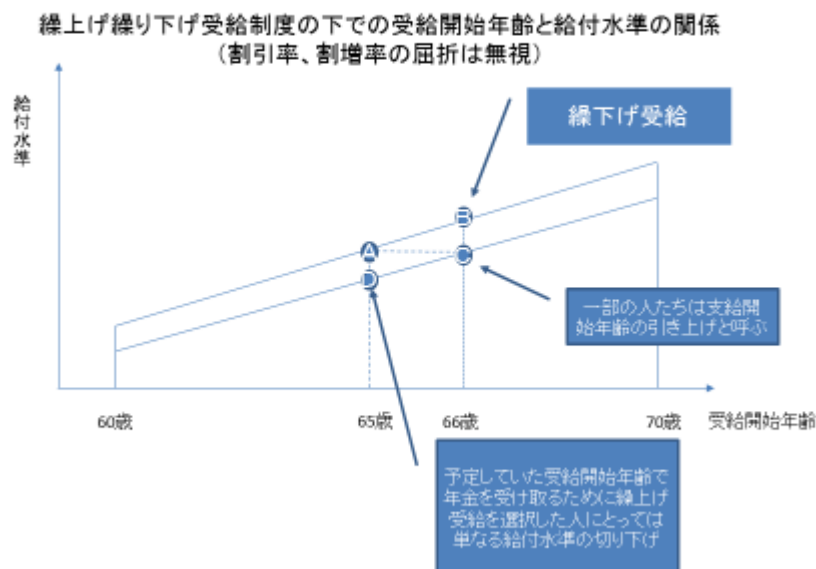
- 「[社会保障制度改革の行方](#)」(講演 2013年5月29日)『年金数理人』2014年3月、No.34、20頁

2011/10/27

52

次に、「支給開始年齢」という名の下に、その引上げと称したふたつの解釈が奔放に使われている。ひとつは子供騙し、いまひとつは詐欺。

昨日の研修で配付したスライドにA～Dの文字を挿入しておく。



現状はAではないのだが、そこは単純化しておくとして¹、受給開始年齢を60歳から70

¹ ちなみに、今動いている年齢の引き上げは、Aを通る年齢・給付水準線からCを通る年

歳までの間で自由に選択できる制度の下で、「支給開始年齢の引き上げ」を年齢・給付水準線上のAからBへのスライドと意味するのであればそれは子供騙し。一方、現在の年齢・給付水準線の下方の線にシフトするAからCを意味するのであればそれは詐欺。後者については、図に示しているように、「予定していた受給開始年齢で年金を受け取るために繰上げ受給を選択した人にとっては単なる給付水準の切り下げ」なのであるから、はじめから給付水準の切り下げと言えれば良く、次の「支給開始年齢まわりの年金考」という文章の中では、後世代の給付水準を高くするために今の給付水準を早めに引き下げる「前者の政策」に相当する²。

「[支給開始年齢まわりの年金考](#)」『週刊東洋経済』2013年10月26日号

2004年年金改正で将来の保険料が固定され、100年後に給付1年分の積立金を残す方式が採用された。この改革は、従来、将来の保険料抑制のために議論されてきた支給開始年齢引き上げの意味を変えた。

04年以降、今後年金に入ってくる総額とこれにより支払える総額は決まった。残された政策は2つ。世代間でのゼロサムの中で、どの世代に他世代より多くを給付するか。いま一つは、ある世代において個々人に高い年金額を短い期間給付するか、低い年金額を長く給付するか。

前者の政策は、現在、法定よりも高い特例水準にある年金を本来水準に戻して、後世代の給付水準を高めることで既に採用されている。また、マクロ経済スライドを早期に適用したり、効果は小さいが現在の支給開始年齢引き上げペースを速めたりすることもこの政策の応用である。

法律に基づき支給開始年齢を引き上げることは、ある世代以降に後者の政策を強制的に適用することを意味する。受給期間は短くなるが、その分、1年あたりの年金額は増え総額は変わらない。すなわち、今の年金制度の下での66歳、67歳への支給開始年齢引き上げは、年金財政に中立であり、将来の保険料抑制にはつながらないのである。この意味で、保険料が固定された年金の支給開始年齢の引き上げは、現行の「繰下げ受給」という、自発的に受給を遅らせて毎年高目の年金を選択する制度を、ある世代以降全員に強制的に適用することと、財政上は同じになる。

年齢・給付水準線へのシフトに類似する。

² ただし「支給開始年齢の引き上げ」という死語の下に企図されるこうした詐欺的手法による給付水準の引き下げは、仮にできたとしてもその実現には相当の時間を要する。実行できる頃には、マクロ経済スライドですでに低くなってしまっている後世代の給付水準を、一層下げるといふ話にもなりかねず、目的と手段のつながりは弱い。ゆえに、政策論として議論する意味は薄い。「支給開始年齢の引き上げ」という名を借りた給付水準の引き下げは、時間はかかるし既裁定年金には影響が及ばないため、今の高い所得代替率の世代にはなんの影響もないという特徴があることは記憶しておいてもいいことでもある。もっとも、「支給開始年齢まわりの年金考」にも書いているように、現在の支給開始年齢引き上げペースを速めたりすることは、今の高い給付水準の世代に影響を与えることができるために、少しは意味がある。

冒頭に書いたように、先日の大臣の話は、AからBの動きを75歳まで伸ばすという意味だろう。その際、在職老齢年金をどうするかという話がでてくるだろうが。

「年金実務2000号記念座談会 年金制度の過去、現在と未来」『年金実務』第2000号

いずれは議論しなければならぬ課題ですが、今回の改正では、頭出ししただけで、すぐに先送りされました。

権丈氏 先ほども話しましたように、16年以降、年金に入ってくる総額と出て行く総額は、決まっています。残された選択肢は、高い給付を短くもろうか、低い給付を長くもろうかの制度設計です。高さよと長さの縦横を掛け合わせた面積は同じです。

ですから、支給開始年齢を65歳のままにして各人が繰り下げ受給を選択するように推奨するというのもありだと思いますし、支給開始年齢を引き上げて早期に年金を受給したい人は繰り上げ受給を選択してもらおうというのもありかと思えます。前者の問題点は、ひとは、定年延長への年金サイドからの圧力が弱まること、今ひとつは、年金支給開始年齢65歳時の所得代替率を基準として、16年改正の附則は「次の財政の現況及び見通しが作成されるまでの間（5年後）に所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には」云々と書かれているので、将来、多くの人が

が自主的に66歳で年金を受給するようになった場合でも、65歳の所得代替率が附則基準に引つかかってしまうということですね。後者の選択肢である支給開始年齢引上げを選択しておけば、附則が基準とする所得代替率50%を避けることができます。

スウェーデンの年金制度は、「61歳以降本人が支給開始年齢を選択」と書いてあるだけで、どの年齢から受給しても、保険数理的には差がないように設計されています。在労との兼ね合いがありますから、同じようにはいかないでしょけんね。

坂本氏 確かに「給付水準の下限」の規定は65歳時が基準なので、この点は将来的には基準となる年齢を変更する等の検討が必要となりますね。いずれにせよ、平均余命が伸びるときにはより長く働き、年金は繰り下げ受給することが必要ですね。

平均余命が伸びた分をすべて年金生活にするのは健全な社会のすることではないと思います。

参考までに

「社会保障制度改革の行方」（講演 2013年5月29日）『年金数理人』2014年3月、No.34

19-21頁

これから先の保険料は決まっているとします。そこから支給開始年齢を引き上げる。何が変わるかというと、高い年金給付を短くもらうか、低い年金給付を長くもらうか、それしか選択肢ありません。縦×横、すなわち「年金給付月額×受給期間」は同じです。今後とも、年金の支給開始年齢のあり方を考えていくことは、いろいろな意味で大切なことであり続けるでしょうけど、日本の年金制度の下では、そういう話は財政支出を抑制するためであるとか、保険料を引き下げるためにやるとかというようなことではない。

と同時に、私は、繰上げ受給、繰下げ受給制度を持つこの国は60歳から年金を受給できると言っています。繰上げ受給を選択して60歳から年金を受給でき、そこから受給年齢を繰下げていくと、だんだんと給付水準が高くなっていく。そして、「なるべく繰下げ受給ができる人たちは繰下げ受給をして、年金の給付水準を高く設定するライフプランを立てていったほうがいい」とも言い続けてきました。そして、年金を受給する前に死んでしまったということになっても、別にいいではないですか。年金なんてのは保険なんだから、それまでにも老後の生活に対する安心感という便益は受けているよっと。早く亡くなれば年金は掛け捨てになります。そのどこが悪いのかと。

ただ、2004年の年金の改正案の附則の中で、「所得代

替率が次の財政検証までに50%を切る場合には、何らかの措置を講ずる」という文言があります。この所得代替率の基準になるのが65歳です。だから、「みんなが実は繰下げ受給して、総体として66歳、67歳から受給している時代が来たとしても、65歳を基準にした所得代替率をみななければならないのかな」というのが私の疑問です。ここは何とかしたいですね。スウェーデンも保険料を固定していますが、あの国では支給開始年齢の弾力化を図っていると表現しますから、いつから年金を受給するかは個人の選択に委ねられているということになります。したがって、年金は「支給」開始年齢ではなく、「受給」開始年齢と呼んでいます。その意味で、日本も、支給開始年齢は繰上げ受給を選択すれば60歳なんですけどね。だいたいもって、保険料を固定している国と固定していない国を並べて、支給開始年齢がこの国ではああだ、あの国ではこうだと比較をすることにどれほどの意味があるのでしょうか。保険料固定方式を日本が採用して以降は、保険料を固定した国同士で、支給開始年齢の議論がどのように行われているかを考えなければならないと思います。さらに言えば、保険料固定方式を採用している国が繰上げ受給・繰下げ受給制度を持っていれば、その国の制度は、支給開始年齢自由選択制と同じになってしまい、実は、支給開始年齢という呼び名が残っていること自体がおかしな話だということもできます。支給開始年齢という言葉は盲腸のようなもの、遺制としてあるにはあるが、ほとんど機能していないものということもできるかもしれません。日本も早いとこ、60歳以上の支給開始年齢自由選択制と呼び変えたらいい。どうしても支給開始年齢という言葉を使いたい人向けに、少しからかった表現をすれば、日本は、支給開始年齢70歳で60歳まで繰上げ受給が可能な制度と言ってあげればいいし、逆に支給開始年齢60歳で70歳まで繰下げ受給が可能な制度とも言えます。

このあたりのところは、昨年7月の『年金実務』2000号記念の座談会のなかで、次のように言っています。

16年以降、年金に入ってくる総額と出て行く総額は、決まっています。残された選択肢は、高い給付を短くもらうか、低い給付を長くもらうかの制度設計です。高さよ長さの縦横を掛け合わせた面積は同じです。

ですから、支給開始年齢を65歳のまゝにして各人が繰下げ受給を選択するように推奨するというのもありだと思ひますし、支給開始年齢を引上げて早期に年金を受給したい人は繰上げ受給を選択してもらうというのもありかと思ひます。前者の問題点は、ひとつは、定年延長への年金サイドからの圧力が弱まること、今ひとつは、年金支給開始年齢65歳時の所得代替率を基準として、16年改正の附則は「次の財政の現況及び見通しが作成されるまでの間（5年後）に所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には」云々と書かれていますので、将来、多くの人々が自主的に66歳で年金を受給するようになった場合でも、65歳の所得代替率が附則基準に引かかかってしまうということですね。後者の選択肢である支給開始年齢引上げを選択しておけば、附則が基準とする所得代替率50%を避けることができます。

スウェーデンの年金制度は、「61歳以降本人が支給開始年齢を選択」と書いてあるだけで、どの年齢から受給しても、保険数理的には差がないように設計されています。在労との兼ね合いがありますから、同じようにはいかないでしょうけどね。

「年金実務2000号記念座談会

年金制度の過去、現在と未来」『年金実務』

第2000号2012年7月9日号35頁

ここに話しているように、財政的な理由からの支給開始年齢の引上げの議論が不問になるとすると、「定年延長への年金サイドからの圧力が弱まる」というけっこう大きな問題が出てきます。このあたりをどのように議論

するかでしょうね。ただ、今後起こってくるだろう、年金の給付水準が低すぎることになるだろうから支給開始年齢を上げるべきという議論には、少し距離を置きたいと思います。というのも、年金給付水準が不十分な人ほど年金を早く受給したいと思う傾向があるとすれば、目の前の年金給付水準が低いでしょうから、その年金を強制的に取り上げて、将来にしか受け取れないようにしますよというのは、何か妙ですね。今の時代に、今既にある、支給開始年齢選択の自由を奪うべしとでも言いたいのでしょうか。

支給開始年齢の選択の自由を保障しながら、当面の生活に余裕のある人には繰下げ受給を推奨する。今後マクロ経済スライドが働き始め、どうしても給付水準が不十分であるという事態が予測されるのであれば、将来的には被保険者期間を延ばして保険料の拠出期間を延長するか保険料の水準を再検討するというような方法で年金制度に入ってくる収入そのものを増やす道を考える。よく、高齢者にも支える側に回ってもらおうと表現されますが、年金の場合は、保険料の納付は、その高齢者個人の給付水準を上げることにつながるわけですし、逆に言えば、保険料固定方式の下で年金の給付水準を引き上げるためには、長く働いて長く保険料を納付してもらおうくらいしか方法はないわけですから、根気よく説明していけば理解を得られるかと思います。そして、年金のみならず年金以外の論理、例えば平均寿命80歳、90歳の社会での人としての生き方の問題として、企業側に定年延長の圧力をかけ続けていく——そうした論が展開されていくことを期待しています。

一方、テレビ、あるいは週刊誌とかでは、「とにかく繰上げて早目に年金をもらえ」というようなキャンペーンを張っている。これは国民を不幸にします。年金に係わられている方々には、ぜひとも一緒に、「あんまり不幸な人を出さないようにやりましょう」というのをやっていただければなと思いますし、社会保障の教育推進に関する検討会の一委員としてもご協力を強くお願いしたい

と思っております（笑）。年金まわりには、本当に、あ
きれるような話が余りにも多過ぎて。

27-28 頁

る。先ほども言いましたように、保険料が固定されてい
ない国の支給開始年齢は、later retirement at the same
monthly pensionと言う形、すなわち給付月額を固定し
て支給開始年齢を引き上げることができるわけですが、
有限均衡方式下で保険料が固定されたら状況が変わって
きますから、座標軸を揃えて比較することはできなくな
ります。日本が参考にできる支給開始年齢の動向は、保
険料を固定している国しか対象になり得ないわけで、繰
り返しになりますが、スウェーデンでは、最低保障年金
への国庫負担額を自由に選択できないようにするための
年齢制限はありますが、基本、61歳以上年金が受給可
能で、受給開始年齢は個人の選択に委ねられている。こ
うした、保険料が固定された国は日本の参考になります
し、実際のところ、日本には繰上げ受給・繰下げ受給制
度も既にあるわけですから、支給開始年齢という言葉そ
のものが意味を持たなくなっているわけです。そうした
状況にないアメリカやヨーロッパの国々で支給開始年齢
が66歳だとか67歳だという話は、役に立たず、誤解を
生むという意味で弊害さえある。